

## 第 4 2 3 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 1 . 9 . 1 4 提 案 分

区 分		議 案 名										
	議案No											
議 案 (33件)	予 算 案 (14件)	1 1 6 平成 2 1 年度島根県一般会計補正予算 (第 2 号)										
	1 1 7 ～ 1 2 5	平成 2 1 年度島根県証紙特別会計補正予算 (第 1 号) 外 8 特別会計補正予算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 1 7 証紙</td> <td style="width: 50%;">1 1 8 市町村振興資金</td> </tr> <tr> <td>1 1 9 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td>1 2 0 母子寡婦福祉資金</td> </tr> <tr> <td>1 2 1 農林漁業改善資金</td> <td>1 2 2 中小企業近代化資金</td> </tr> <tr> <td>1 2 4 流域下水道</td> <td>1 2 3 臨港地域整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 2 5 県営住宅</td> </tr> </table> </div>	1 1 7 証紙	1 1 8 市町村振興資金	1 1 9 あさひ社会復帰促進センター診療所	1 2 0 母子寡婦福祉資金	1 2 1 農林漁業改善資金	1 2 2 中小企業近代化資金	1 2 4 流域下水道	1 2 3 臨港地域整備		1 2 5 県営住宅
	1 1 7 証紙	1 1 8 市町村振興資金										
1 1 9 あさひ社会復帰促進センター診療所	1 2 0 母子寡婦福祉資金											
1 2 1 農林漁業改善資金	1 2 2 中小企業近代化資金											
1 2 4 流域下水道	1 2 3 臨港地域整備											
	1 2 5 県営住宅											
1 2 6 ～ 1 2 9	平成 2 1 年度島根県病院事業会計補正予算 (第 1 号) 外 3 事業会計補正予算 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">1 2 6 病院</td> <td style="width: 25%;">1 2 7 電気</td> <td style="width: 25%;">1 2 8 工業用水道</td> <td style="width: 25%;">1 2 9 水道</td> </tr> </table> </div>	1 2 6 病院	1 2 7 電気	1 2 8 工業用水道	1 2 9 水道							
1 2 6 病院	1 2 7 電気	1 2 8 工業用水道	1 2 9 水道									
条 例 案 (11件)	1 3 0	<p><b>職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例</b></p> <p>退職手当の新たな支給制限、返納等の制度を設けるための所要の改正</p> <p>①職員の退職手当に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限</li> <li>・退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限</li> <li>・退職をした者の退職手当の返納</li> <li>・遺族の退職手当の返納</li> <li>・退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付など</li> </ul> <p>②島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限</li> </ul> <p>③島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②に同じ</li> </ul> <p>④その他関係条例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・退職手当に係る規定の整備</li> </ul> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">施行日：公布の日</p>										

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	1 3 1	<b>島根県高等学校奨学金事業等支援臨時特例基金条例</b> 経済情勢及び雇用情勢の悪化により修学が困難となった高等学校等の生徒に係る奨学金の貸与及び授業料の減免に対し補助を行う事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日	
	1 3 2	<b>島根県手数料条例の一部を改正する条例</b> 土壌汚染対策法の改正に伴い、県が徴収する手数料を改正 ①汚染土壌処理業の許可に係る手数料の新設 237,000円 ②その他規定の整理 施行日：①政令で定める日又は公布の日のいずれか遅い日 ②公布の日	
	1 3 3	<b>島根県県税条例の一部を改正する条例</b> 地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の改正 ・ 県民税の配当割の特別徴収義務者の指定に、上場株式等の配当等の支払を取り扱う者を追加 ・ その他規定の整理 施行日：平成22年1月1日	
	1 3 4	<b>島根県核燃料税条例</b> 現行の核燃料税の課税期間が平成22年3月31日に終了することから、5年間更新するために条例を制定 ・ 納税義務者等 納税義務者：発電用原子炉の設置者 課税客体：発電用原子炉への核燃料の挿入 ・ 課税標準 発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ・ 税 率 核燃料の価額の13/100(現行：10/100) ・ 有効期限 施行日から起算して5年間 施行日：規則で定める日	
	1 3 5	<b>島根県産業廃棄物減量税条例</b> 現行の産業廃棄物減量税の課税期間が平成22年3月31日に終了することから、5年間更新するために条例を制定 ・ 納税義務者等 納税義務者：産業廃棄物排出事業者、中間処理産業廃棄物排出事業者 課税客体：最終処分場への産業廃棄物の搬入 ・ 課税標準 最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量 ・ 税 率 1トンにつき1,000円 ・ 有効期限 施行日から起算して5年間 施行日：規則で定める日	

区 分		議案No	議 案 名																																																					
条例案 つづき	1 3 6	<b>警察に関する手数料条例の一部を改正する条例</b> 銃砲刀剣類所持等取締法の改正に伴う所要の改正 ①銃砲刀剣類の所持の許可等に係る手数料の改正 ・主な内容 <table border="1" data-bbox="472 488 1458 1176"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">銃砲又は刀剣類の所持の許可</td> <td>猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者</td> <td>5,400 円</td> <td>6,800 円</td> </tr> <tr> <td>新たに猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者</td> <td>9,000 円</td> <td>10,500 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">認知機能検査</td> <td>—</td> <td>650 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">猟銃の操作及び射撃に関する技能検定</td> <td>21,000 円</td> <td>22,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習</td> <td>—</td> <td>12,300 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">猟銃又は空気銃の所持の許可の更新</td> <td>新たな許可証交付を伴う場合</td> <td>5,800 円</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td>新たな許可証交付を伴わない場合</td> <td>5,400 円</td> <td>6,800 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">射撃教習資格認定</td> <td>7,900 円</td> <td>8,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">射撃練習資格認定</td> <td>7,900 円</td> <td>8,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年少射撃資格認定</td> <td>—</td> <td>9,600 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年少射撃資格認定証</td> <td>書換え</td> <td>—</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td>再交付</td> <td>—</td> <td>1,900 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年少射撃資格認定講習</td> <td>—</td> <td>9,700 円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		改正前	改正後	銃砲又は刀剣類の所持の許可	猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者	5,400 円	6,800 円	新たに猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者	9,000 円	10,500 円	認知機能検査		—	650 円	猟銃の操作及び射撃に関する技能検定		21,000 円	22,000 円	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習		—	12,300 円	猟銃又は空気銃の所持の許可の更新	新たな許可証交付を伴う場合	5,800 円	7,200 円	新たな許可証交付を伴わない場合	5,400 円	6,800 円	射撃教習資格認定		7,900 円	8,900 円	射撃練習資格認定		7,900 円	8,900 円	年少射撃資格認定		—	9,600 円	年少射撃資格認定証	書換え	—	1,800 円	再交付	—	1,900 円	年少射撃資格認定講習		—	9,700 円
	区 分		改正前	改正後																																																				
	銃砲又は刀剣類の所持の許可	猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者	5,400 円	6,800 円																																																				
		新たに猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者	9,000 円	10,500 円																																																				
認知機能検査		—	650 円																																																					
猟銃の操作及び射撃に関する技能検定		21,000 円	22,000 円																																																					
猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習		—	12,300 円																																																					
猟銃又は空気銃の所持の許可の更新	新たな許可証交付を伴う場合	5,800 円	7,200 円																																																					
	新たな許可証交付を伴わない場合	5,400 円	6,800 円																																																					
射撃教習資格認定		7,900 円	8,900 円																																																					
射撃練習資格認定		7,900 円	8,900 円																																																					
年少射撃資格認定		—	9,600 円																																																					
年少射撃資格認定証	書換え	—	1,800 円																																																					
	再交付	—	1,900 円																																																					
年少射撃資格認定講習		—	9,700 円																																																					
		②その他規定の整理 施行日：①政令で定める日 ②公布の日																																																						
	1 3 7	<b>島根県医療施設耐震化臨時特例基金条例</b> 災害拠点病院等の医療施設の耐震化整備のための事業に要する経費に充てるため、基金を設置 施行日：公布の日																																																						
	1 3 8	<b>島根県立高等学校等条例の一部を改正する条例</b> 宍道高等学校を設置すること等についての所要の改正 ①宍道高等学校の設置 ②松江南高等学校の分校の廃止 施行日：①平成21年11月1日 ②平成25年4月1日																																																						
	1 3 9	<b>島根県消費者センター条例の一部を改正する条例</b> 消費者安全法の制定に伴い、消費者センターを消費者安全法に基づく消費生活センターとするための所要の改正 施行日：公布の日																																																						

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	1 4 0	島根県営住宅条例の一部を改正する条例 川東団地（益田市）の廃止に伴う所要の改正 施行日：公布の日	
	一 般 事件案 (8件)	1 4 1	県の行う建設事業に対する市町村の負担について 地方財政法等の規定に基づく平成21年度県営事業に係る市町村負担率の決定
	1 4 2	契約の締結について 横田高等学校改築（管理教室棟建築）工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：492,975,000円 工期：平成22年12月10日 契約の相手方：安部建設・糸賀工務店・福間工務店特別共同企業体 施工場所：仁多郡奥出雲町地内	
	1 4 3	契約の締結について 国道485号（松江第五大橋道路）改築（改良） 工事 東津田工区東津田第8高架橋上部工 契約の方法：一般競争入札 契約金額：512,925,000円 工期：議決のあった日の翌日から起算して336日目にあたる日 契約の相手方：株式会社 日本ピーエス松江営業所 施工場所：松江市東津田町地内	
	認 定 1 ～ 5	平成20年度島根県病院事業会計外4事業会計決算の認定について 1 病院 2 電気 3 工業用水道 4 水道 5 宅地造成	
報 告 (3件)	報告11	公立大学法人島根県立大学の業務の実績に関する評価結果について	
	報告12	資金不足比率について 病院事業会計、電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、宅地造成事業会計	
	報告13	専決処分事件の報告について（損害賠償） 15件 ・交通事故 7件 賠償額合計 537,989円 ・落石事故等 8件 賠償額合計 1,020,618円	